

令和3年12月24日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二  
(公印省略)

国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）に係る旅行商品の追加募集について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、閑散期における北海道旅行の需要喚起の一環として、道内に散らばる冬の魅力的な観光コンテンツを世間に広く知らしめる旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する事業を実施します。

つきましては、下記のとおり募集することといたしましたので、ご案内申し上げます

謹 白

記

1. 事業名

令和3年度 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）

2. 対象出発日

令和4年1月17日（月）～令和4年2月28日（月）

3. 対象旅行商品

別紙「国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）募集要項」を参照

4. 今後のスケジュール

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (1) 申請書の提出 | 令和4年1月11日（火）12時まで |
| (2) 審査会の実施 | 令和4年1月13日（木）予定    |
| (3) 交付決定   | 令和4年1月14日（金）予定    |

5. 問合せ先

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

佐々木 真 e-mail：s\_makoto@visithkd.or.jp

山科 雅義 e-mail：m\_yamashina@visithkd.or.jp

以 上

## 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）追加募集要項

### 1. 目的

閑散期における北海道旅行の需要喚起の一環として、道内に散らばる冬の魅力的な観光コンテンツを世間に広く知らしめる旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する。

### 2. 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。
- (2) 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (3) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 委託会社と資本関係および、人的関係、資金関係等において、事業関連性を有しないこと。

### 3. 対象旅行商品

東京国際空港(羽田空港)、大阪国際空港(伊丹空港)、関西国際空港、神戸空港、中部国際空港いずれかの空港を利用し、北海道内を3泊4日以上で周遊する募集型企画旅行で、以下の条件を満たしていること。

- (1) 出発日：令和4年1月17日（月）～令和4年2月28日（月）
- (2) 札幌市以外の観光素材かつ札幌市以外の宿泊地がひとつ以上組み込まれていること。
- (3) 北海道観光振興機構の旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>)の観光素材が含まれていること。  
※ 「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」の会員登録を済ませてから検索すること。
- (4) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインを遵守し、企画・催行すること。

### 4. 助成内容

- (1) 助成対象：3.対象旅行商品を新聞に広告掲載する費用（税抜）の2分の1以内を助成する。  
他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。  
当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。
- (2) 広告掲載期間：採択後～令和4年2月28日（月）
- (3) 助成額：東京国際空港(羽田空港)、大阪国際空港(伊丹空港)、関西国際空港、中部国際空港利用の商品については1商品につき最大1,000千円（税込）、神戸空港利用の商品については1商品につき最大500千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去の類似商品の送客実績を根拠とする送客目標数、及び令和3年10月29日付で国内誘客

促進強化事業(旅行商品造成)助成金交付決定を通知した旅行会社については執行状況を勘案して、最大 11 商品以内に絞り、助成金総額 5,500 千円(税込)を均等に按分する。なお、端数が生じた場合、1,000 円未満を切り捨てる。

## 5. その他の条件

- (1) 商品造成にあたっては、「写真」、「アドベンチャートラベル(AT)」、「温泉」、「北海道・北東北縄文遺跡群」、「ウポポイ(民族共生象徴空間)」、「世界自然遺産知床」を意識すること。
- (2) 「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ、および「協賛:(公社)北海道観光振興機構」を表示すること。
- (3) 北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」、「GoodDay北海道 LINE公式アカウント」QRコードの表示に努めること。
- (4) クレジット表記等の確認のため、広告掲載前に広告原稿を提出すること。
- (5) 対象旅行商品の送客実績を出発日翌月4日までに報告すること。
- (6) 出発地および北海道において他地域との往来自粛要請が出されている期間の広告宣伝については、助成の対象外とする。
- (7) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、当助成事業の全部または一部を中止する可能性がある。
- (8) 国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は、対象とはならない
- (9) 当機構が別途公募する「令和3年度国内誘客促進強化事業(道外プロモーション)道外地方空港所在地域からの旅行商品助成事業」により助成対象とする経費と重複しないこと。  
道外地方空港：茨城空港、富士山静岡空港、新潟空港、富山空港、小松空港、信州まつもと空港、広島空港、高松空港、福岡空港、阿蘇くまもと空港、那覇空港

## 6. 募集要領

1 事業者 1 発地 1 商品までとし、以下書類を期日までに提出すること

- (1) 提出物：
  - ① 助成金交付申請書(様式第1号)
  - ② 企画提案書兼報告書(様式第2号)
  - ③ 過去3年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの  
(最も実績があった年度のもの1点)
- (2) 提出期限：令和4年1月11日(火)12時まで
- (3) 提出方法：以下サイトから申請すること。

<https://form.run/@hokkaidotours-ad2>

## 7. 選定方法

## (1) 選定方法

当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。

## (2) 選定基準

- ① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているのか。
- ② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。
- ③ 旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) に掲載のコンテンツを活用しているか。
- ④ 過去実績と比較し、適切な送客目標数となっているか。
- ⑤ 申請額に妥当性があるか。
- ⑥ 費用対効果が高い提案となっているか。
- ⑦ 令和3年10月29日付で国内誘客促進強化事業(旅行商品造成)助成金交付決定を通知した旅行会社には、執行状況がどうなっているか。

## 8. 採択通知

審査後、令和4年1月14日(金)までに助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

## 9. 企画内容の変更及び中止

軽微な変更が生じた場合、助成金変更申請書(様式第4号)を提出すること。なお、企画内容が当初の申請から大幅に変わる場合は助成対象としない。

また、企画中止の場合、速やかに連絡すること。

## 10. 実績報告及び請求書等

令和4年2月18日(金)までに、結果と成果について、委託事業者宛、以下の書類を提出すること。2月の確定実績、および2月19日(土)以降に2月28日(月)までに出発する商品を広告掲載した場合、3月4日(金)までに追加報告すること。

- (1) 助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 企画提案書 兼 報告書(様式第2号)
  - ※ 販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。
- (3) 証憑書類(広告代理店等から旅行会社への請求書写し等)
- (4) 成果物(当該商品が広告掲載された新聞)
- (5) 広告換算額
- (6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類
  - ※ お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること

## 11. 助成金の支払い

- (1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受理した後、申請どおりに事業が執行されたことを確認し、内容が適切であると認められた場合に助成金を支出する。
- (2) 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止めを行うことができる。
- (3) 企画提案にあった送客目標人数を大きく下回る場合には、本事業委託者と当機構の協議により助成金を減額する場合がある。

## 12. その他

- (1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受理した後、申請どおりに事業が執行され採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容の不履行が生じた際は、助成の支給停止、または内容変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (3) この指示書に定めのないものは、協議の上決定する。

## 13. 問い合わせ

株式会社 JR 北海道ソリューションズ

札幌市東区北 6 条東 4 丁目 1 番地 4 NE 6・4 ビル 6 F

TEL : 011-751-7208

担当 : 眞坂・西村・管原・木原

以 上

令和3年度 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地

申請者名

代表者氏名

㊞

令和3年度 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）の広告宣伝費助成金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）の広告宣伝費助成金の交付を受ける者として、公募要領に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）募集要項を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

1. 企画提案書 兼 報告書 （様式第2号）
2. 過去3年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの（最も実績があった年度のもの1点）

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	



令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二  
(公印省略)

令和3年度 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）助成金交付決定通知書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、令和3年度国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）の広告宣伝費助成金の申請ありがとうございました。

審査した結果、貴社の下記商品を助成対象とさせていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、今後の手続き等につきましては順次お知らせしますので、よろしくお願いたします。

敬 具

1. 商品名称：
2. 設定期間：
3. 集客目標数：
4. 交付上限額：
5. 交付決定 No.：

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階

TEL：011-231-5881 FAX：011-232-5064

佐々木 真 e-mail：[s\\_makoto@visithkd.or.jp](mailto:s_makoto@visithkd.or.jp)

山科 雅義 e-mail：[m\\_yamashina@visithkd.or.jp](mailto:m_yamashina@visithkd.or.jp)



令和3年度 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）助成金変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地

申請者名

代表者氏名

⑩

令和4年 月 日付けで交付決定を受けた国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）について、  
下記の変更を行いたいので申請します。

記

1. 交付決定 No. :

2. 変更点 :

3. 添付書類 : 企画提案書 兼 報告書 (様式第2号)

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

令和3年度 国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）助成金実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光振興機構 宛

申請者 所在地 (〒 - )

申請者名

代表者氏名

⑩

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた国内誘客促進強化事業（旅行商品造成）が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 交付決定 No. :

2. 助成金の交付予定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 助成金の精算額 金 \_\_\_\_\_ 円

4. 添付書類

- (1) 企画書 兼 報告書（様式第2-1号）
- (2) 広告代理店等から旅行会社への請求書写し等
- (3) 成果物（当該商品が広告掲載された新聞等）
- (4) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類